

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人反貧困ネットワーク（以下「団体」という。）が、当団体の役員（定款第25条で定義される。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当団体を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、当団体を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり600万円を超えない範囲で、社員総会において定める。

2 常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり600万円を超えない範囲で、社員総会によって定める。

3 常勤でない役員に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり300万円を超えない範囲で、社員総会によって定める。

(報酬等の支払方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等は、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤でない理事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

(費用)

第5条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。